

第2部 各論

第1章 健康づくりの推進

1. 生活習慣病予防・健康づくり活動の推進

《 現 状 》

「健康寿命の延伸」により、平均寿命と健康寿命（日常生活に制限のない期間）との差を小さくすることで、日常生活に制限のある「不健康な期間」を短くし、医療費や介護給付費用を消費する期間を縮小させ、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。

また、高齢者実態調査結果からは、糖尿病等の生活習慣病に起因する要介護状態への移行もみられることから、介護予防の視点からも、健康づくりや生活習慣病予防への取組は重要になります。

本市では、これまでも各種健診の実施と受診勧奨をはじめ健康相談、健康教育等の健康づくり事業に取り組んできました。

今後もこれらの取組を推進し、高齢になっても健康な状態で生活することができるための支援を行う必要があります。

《今後の取組》

(1) 各種健（検）診の充実

各種健（検）診については、がん検診の受診率向上のため、広報紙・ホームページをはじめモニター放映・掲示板・防災無線など様々な媒体を活用して周知・啓発を実施しています。

引き続き、ホームページ、市報、³S N S等でがん検診の周知、啓発を実施し、受診率向上に努めます。

(2) 身体活動の増加による健康づくりの推進

高齢者をはじめとした市民が、健康づくりに不可欠な身体活動の大切さを認識し、日常的に運動に取り組めるよう、ウォーキング、ロコモティブシンドローム予防等に着眼した運動教室等を実施するとともに、運動実践に向けての周知啓発に取り組んでいます。

今後は、健康寿命の延伸のため、いづか健幸ポイント事業等の他の事業とも連携し、参加者数の増加と効果・効率の向上を図ります。また、健康無関心層に対するアプローチについて、検討を行います。

(3) 健全な食習慣の推進

健全な食習慣の定着のためには、日頃からの習慣づけが必要であることから、食生活改善推進会と協力して、正しい知識の啓発に努めています。

食生活改善推進員の高齢化に伴い、活動する会員数が減少していることから、今後は養成講座の実施による会員増、現推進員の研修会でのスキルアップを行い、活動する会員増を目指します。

また、教室だけでなく、³S N Sを活用して、広く啓発を行います。

³S N S（エス・エヌ・エス）：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWeb サイトのこと。

2. 介護予防の充実

◀ 現 状 ▶

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態または要支援状態となることの予防、または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を理念としています。

本市においても、これまで住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実をはじめ、専門職等との連携により、様々な介護状態への移行リスクに対する予防事業に取り組んできました。

今後も地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職等との連携を強化し、市民の積極的な参加と適切なアプローチを行っていくことが必要です。

【本市の一般介護予防事業の概要】

国の事業区分	本市の該当事業名	事業内容
介護予防把握事業	介護予防把握事業	■基本チェックリスト結果や地域の実情に応じて収集した情報活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防につなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防への関心・意欲を高める取組	■高齢者または介護予防に関心がある市民が集まる会場（いきいきサロン・敬老会・自治会の集まり）での介護予防講座を実施。 ■市広報紙（広報いづか）等に介護予防に関する内容の記事を掲載。
	フレイル予防事業	■地域の自治公民館各地区の交流センター等でフレイルチェックを実施しや、フレイル予防に取り組むためのプログラムを提案する開催。
	転倒予防教室	■高齢者の転倒予防を目的とし、運動機能維持・向上のためのプログラムを開催。
	認知症予防教室	■高齢者の認知症予防を目的として、音楽療育活動によるプログラムの他に運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上の複合的なプログラムを開催。
地域介護予防活動支援事業	地域福祉ネットワーク活動支援事業	■高齢者福祉に資する各種ネットワークを構築することにより、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう支援を行う。
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業評価事業	■介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業	■地域における介護予防の取組を機能強化するために、県や職能団体と連携し、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、いきいきサロン等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

《今後の取組》

(1) 一般介護予防の充実

①介護予防把握事業

各教室で活用している基本チェックリストや地域の実情に応じて収集した情報等の活用により閉じこもり等の支援を要するものを把握し、住民全体の介護予防活動につなげます。

基本チェックリストをとる機会が各教室への参加時のみになっているため、生活機能低下者の早期発見・早期対応のためにも、各教室参加時以外にも基本チェックリストをとる機会を検討していきます。また、地域包括支援センター等が把握している情報も活用します。

②介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するためにリハビリテーション専門職の関与をさらに強化しつつ、すべての高齢者が生活機能の維持・向上に努めるための各種介護予防教室を実施します。

今後のコロナウイルス対策についての動向を踏まえ、教室の運営方法等を検討し、自宅で継続して取り組める指導方法や、宿題等の提案を検討します。また、各教室ともリピーターが多いため、地域包括支援センターとも連携して、新規の参加者を増やします。

今後も各地域で暮らしている高齢者に対して、介護予防（健康づくり等）の大切さを伝えるとともに高齢者の安全を考慮しつつ、効果的な介護予防の取組を提案していきます。また、できる限り開催会場が偏らないよう教室開催を計画します。

③地域介護予防活動支援事業

市内 20 地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成することを通じて、高齢者等の見守り活動を推進するとともに、生きがいづくり、ふれあい活動の場を創出することで、高齢者の社会参加の促進及び孤独・孤立予防を推進します。

また、各委員会が実施している好事例については、他委員会に対して情報提供を行い、活動内容の活性化を図ります。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施していく必要があるため、高齢者の特性を踏まえた通いの場の計画や参加したくなる通いの場のあり方を検討していきます。

住民主体の介護予防活動を育成・支援できるような事業も検討していきます。

④一般介護予防事業評価事業

地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防を推進する観点から、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が関与することにより、高齢者の自立支援、重症化防止を図り介護予防を効果的に推進するよう努めます。また、実施している事業について、地域で活動されているリハビリテーション専門職の方々に向け、広く普及啓発し、協力や依頼を行います。

(2) 高齢者の保健福祉事業と介護予防の一体的な実施

KDB（国保データベース）システムを活用して、後期高齢者の医療・介護・保健等のデータ分析を行い、地域の健康課題の把握、一体的実施の事業対象者の抽出、事業の企画・調整・分析・

評価等を行う保健師等の医療専門職を配置し、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）の双方の取組を実施していきます。

第2章 ともにつながり支えあう地域づくり

1. 総合的な情報提供・相談体制の充実

◀ 現状 ▶

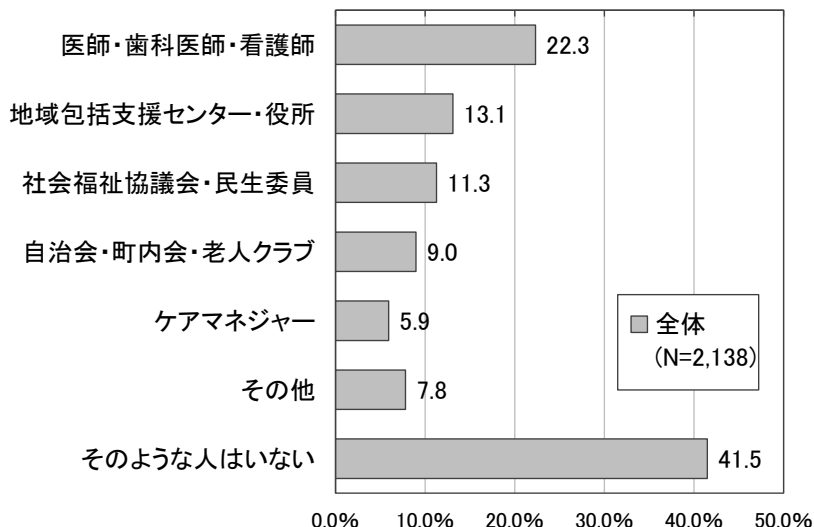
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、自分や家族にとって必要なサービス等の情報を手軽に入手することができる環境が必要です、また、困りごと等について相談できる場があり、必要な支援、サービスにつなげることで問題を解決できる体制も必要になります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、家族や友人・知人以外の相談相手として、医師等の医療関係者や自治会関係者、社会福祉協議会や民生委員、地域包括支援センター等があがっていますが、相談相手がない人も4割を占めています。

本市では、高齢者に関する相談について主に地域包括支援センターが担っており、地域福祉ネットワーク委員会等と連携して対応していますが、近年では相談内容も多岐にわたっています。ヤングケアラーやビジネスケアラー、介護離職などの問題もあり、重層的な支援体制の構築に向けて取り組む必要性があります。庁内各課との連携はもとより、地域の関係機関と連携して相談対応体制の充実・強化から支援へつなげていくことが必要です。

また、これらの相談機関や保健・福祉・医療等に係る各種サービス等の情報については市公式ホームページや市広報紙（広報いづか）等を通じて提供していますが、今後もこれらの媒体等を活用するとともに、高齢者を含め、誰もが必要な情報を手軽に入手できるような発信の方法についても、検討していくことが必要です。

【家族や友人・知人以外の相談相手】



資料／介護予防・日常生活圏域ニーズ調査[令和5（2023）年5月]

《今後の取組》

(1) 情報の提供

- 「地域包括支援センターだより」の市報掲載を行い、幅広く情報提供に努めるとともに、総合的な情報提供や相談体制の充実に努めます。
- 地域における相談窓口、高齢者福祉サービス及び市が実施している事業の紹介、認知症、成年後見制度、高齢者虐待防止等に関する様々な情報提供や啓発に努めます。
- 幅広い世代の市民に周知できるように、イベント等開催時に関係機関に協力依頼するなど、更なる啓発等を検討します。
- 民生委員や福祉委員等の高齢者と接する機会が多い地域の関係者に、高齢者に関する情報を提供し、これらの地域人材を介した情報提供に努めます。

(2) 総合的な保健福祉相談

- 委託している地域包括支援センター間での差が無いように、定期的に行われる連絡会議等において業務のすり合わせ等を行い、同一の対応ができるような体制づくりを目指し、必要な人に必要なサービスが届くよう相談業務を行います。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の実施に努めます。

2. 地域における見守り体制の充実

《 現 状 》

近年、高齢化に伴い高齢者の単身世帯や、高齢者のみで構成される世帯も増加しています。これらの高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域において日常的に見守りが行われることが大切です。

本市では、高齢者の見守り活動は、民生委員が中心となって福祉委員や地域関係者の協力を得ながら実施しています。さらに、新聞配達をはじめとする宅配業者やライフライン事業者等の民間事業者と協定を結び、それぞれの業務活動の中で高齢者を見守る取組を行っていただいています。このように、地域の様々な主体により日常的な見守りを継続していくことが必要です。

また、本市には、高齢者見守り活動を含む地域福祉の推進を目的として市内 20 地区で「地域福祉ネットワーク委員会」が組織されており、高齢者福祉をはじめとした地域福祉の活動団体として大きな役割を果たしています。この地域福祉ネットワーク委員会の活動をはじめ、ほかにも「いきいきサロン」や老人クラブなど、見守り活動の基盤となる福祉活動が多数展開されています。

これらの福祉活動についても、地域住民と社会福祉協議会、市がともに連携して取り組み、支え合う地域づくりを促進していくことが必要です。

《 今後の取組 》

(1) 地域の見守り活動の推進

- 災害時の安全を確保できるよう、民生委員と連携し避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、個別避難計画の整備に努めます。
- 民生委員や福祉委員をはじめ、老人クラブ、ボランティア等と連携して、平時より一人暮らし高齢者等の見守り活動を推進していきます。
- 民間事業者（新聞配達をはじめとする宅配業者・ライフライン事業者等）との見守り活動に関する協定を継続し、各事業者の業務活動を通じた見守り活動を推進していきます。また、新規事業者を募り、さらなる体制の強化に努めます。

(2) 地域福祉ネットワーク委員会への支援

- 市内 20 地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成することを通じて高齢者等の見守り活動を推進するとともに、生きがいづくり、ふれあい活動の場を創出することで、高齢者の社会参加の促進及び孤独・孤立予防を推進します。また、各委員会が実施している好事例については、他委員会に対して情報提供を行い、活動内容の活性化を図ります。

(3) 地域に根差した福祉活動の推進

- 社会福祉協議会が取り組んでいる「いきいきサロン」や福祉委員による見守り活動等の支援による、ひとり暮らし高齢者等への見守り活動の実施など、市民参加型の福祉活動を推進します。
- 高齢者の引きこもりや孤立の予防、健康増進を図るため、地域包括支援センター、医療・介護関係者や民生委員をはじめとする地域の関係者等とも柔軟に連携しながら、地域における見守り体制及び通いの場の整備を推進します。

3. ボランティア活動の推進

◀ 現 状 ▶

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護サービス等の公的なサービスだけでなく、地域住民による見守りや日常的な生活支援が必要であり、ボランティアはこのような生活支援の担い手として重要な存在です。

本市では、社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、高齢者福祉をはじめとした様々な分野で活躍するボランティアの育成が進められています。

今後も社会福祉協議会と連携して、高齢者福祉分野で活躍するボランティアの活性化を図ることが必要です。

◀ 今後の取組 ▶

(1) ボランティアの育成・支援

- 高齢者を支える多様なボランティアを育成し、その活動を活性化させるため、社会福祉協議会のボランティアセンターを支援していきます。
- 地域には元気な高齢者も多数おられることから、地域社会の中でいきいきと生活できるよう、また高齢者がボランティアとして活動できるよう、適切な人材確保、育成に努めていきます。

4. 医療と介護の連携の推進

《 現 状 》

高齢化のさらなる進行による医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要です。市町村には、関係機関と連携して、高齢者の退院支援や日常の療養支援、急変時の対応等の様々な局面において、医療と介護の連携を推進・強化するための体制整備を図ることが求められています。

本市では、平成 27 年度から、地域ケア会議の専門部会として「在宅医療・介護連携会議」を定期的に開催していましたが、平成 30 年度からは、二次医療圏域としての嘉麻市、桂川町を含めた 2 市 1 町の連携により、飯塚医師会に委託している地域包括ケア推進センターの事業の一つとして継続的に実施しています。

また、当該推進センターの事業として、拠点病院を中心としたブロック別地域包括ケアシステム推進協議会を開催し、在宅医療と介護の連携について各地域における課題や問題点の抽出、グループワーク方式による意見交換に努めています。

今後も、2 市 1 町の連携による広域的なスケールメリットを活かし、在宅医療と介護の連携をより一層深めていく必要があります。

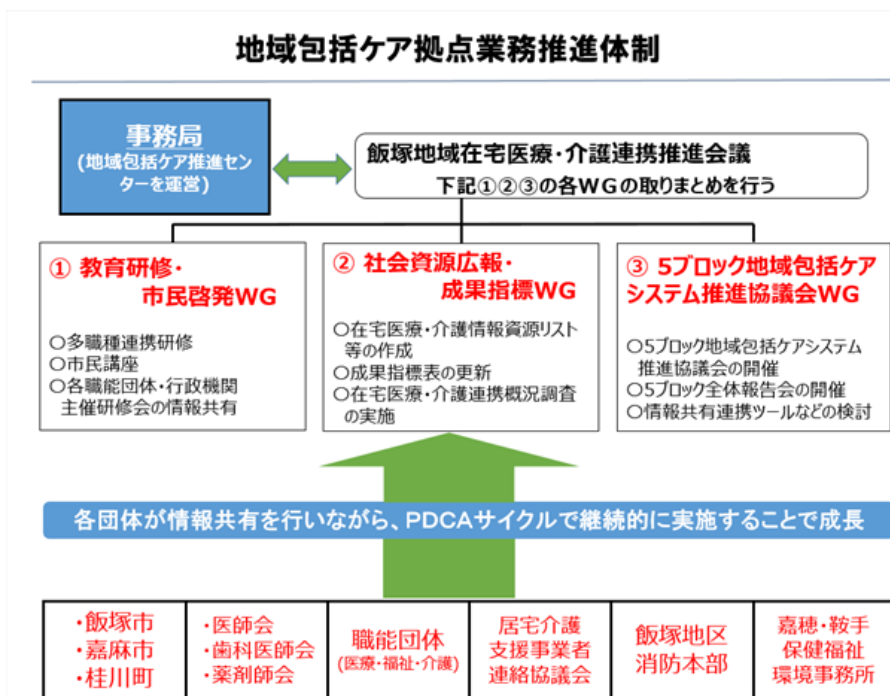
《今後の取組》

(1) 在宅医療と介護の連携体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で最期まで生活できるためには、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の 4 つの場面を意識した、医療と介護の連携が必要です。

飯塚市では、「在宅医療・介護連携推進事業」を飯塚市・嘉麻市・桂川町の 2 市 1 町で連携し、定住自立圏事業として実施しています。地域包括ケア推進センターを中心に、在宅医療・介護連携の課題を抽出し、多職種で対応策の検討を行いながら、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築し、情報共有、相談支援等を推進していきます。

また、市民に対しても、4 つの場面を意識しながら講演会等を開催し、在宅医療・介護連携の理解を促進していきます。



(2) 在宅医療・介護連携における社会資源把握や周知・啓発等の推進

- 医療・介護の社会資源把握については、地域包括ケア推進センターの事業のうち、「社会資源広報・成果指標WG」において検討・協議のうえ、社会資源リストやハンドブックの作成に取り組んでいきます。
- 医療・介護連携における「教育研修・市民啓発WG」において多職種研修会を実施します。
- 下表に示す4つの「在宅医療・介護連携推進事業」における取組内容の充実を図り、在宅医療・介護の連携を推進していきます。

【在宅医療・介護連携推進事業〔地域支援事業（包括的支援事業）〕の概要】

事業区分
(1) 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業
(2) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
(3) 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
(4) 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業

5. 多様な生活支援の充実

◀ 現 状 ▶

平成 26 年の介護保険制度改正により、予防給付の訪問介護と通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、住民等の多様な主体によるサービス提供により市町村が効果的・効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）が創設され、本市では、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を平成 29 年 4 月から開始しました。

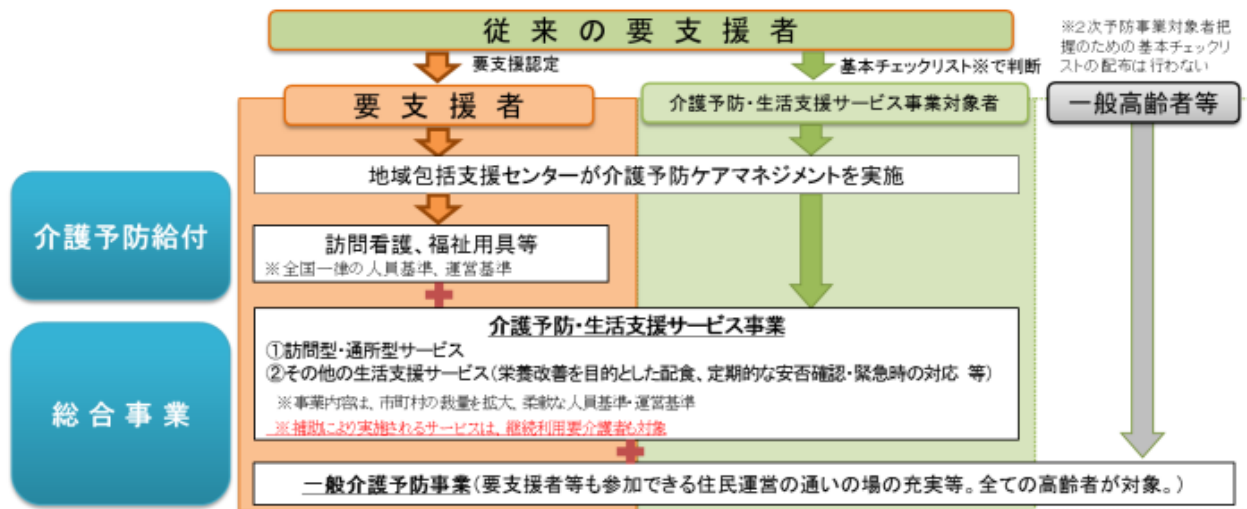
この総合事業は、要支援認定者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者に対して介護予防の取組や啓発等を行う「一般介護予防事業」で構成されています。

併せて、令和 3 年 4 月から要介護認定者についても介護給付に加え、「介護予防・生活支援サービス事業」のうち、市町村が補助するものについてサービスを受けることができるよう、対象者の弾力化並びにサービス価格の上限の弾力化を図ることができるようになっています。

【介護予防・日常生活支援総合事業の概要】

【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に（基本チェックリストで判断）。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。
- 補助により実施されるサービスについては、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス等を受ける前から継続的に利用する要介護者も対象。



《今後の取組》

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の実施

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の「介護予防訪問介護」等のサービスに加え、より地域のニーズに適合した、多様な主体によるサービスを幅広く総合事業の対象とするものです。

将来的には、住民活動等を基軸とした多様なサービスの創出や実施主体の育成に取り組みながら、「従来の予防給付に相当する基準によるサービス」から「緩和した基準によるサービス」や「住民ボランティア等が主体となるサービス」へと、より一層地域に根付いた事業として実施されるよう、拡充を図っていきます。

【本市の介護予防・生活支援サービス事業の概要】

サービス類型	内 容	
訪問型サービス (第1号訪問事業)	①訪問介護(現行相当)	訪問介護員による身体介護、生活援助
	②訪問型サービスA1	訪問介護員による身体介護を除く生活援助(1回60分程度)
	②訪問型サービスA2	訪問介護員による身体介護を除く生活援助(1回30分程度)
	④訪問型サービスC1	理学療法士、作業療法士による相談指導
	④訪問型サービスC2	保健師または看護師による閉じこもりに対する支援。必要に応じ、口腔機能向上、栄養改善指導
通所型サービス (第1号通所事業)	①通所介護(現行相当)	現行の通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練
	②通所型サービスA	高齢者の閉じこもり予防や自立支援を目的とした通所事業
	④通所型サービスC1	生活機能を改善するための運動器の機能向上を目的とした短期集中予防サービス
	④通所型サービスC2	生活機能を改善するための口腔器の機能向上及び認知機能向上を目的とした短期集中予防サービス
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	要支援認定者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを実施	

- 適切なサービス実施のために、指導・監督を行っていきます。
- 生活機能の向上（自立度を高めること）を目指し、短期間に集中的に機能訓練を提供する短期集中サービスCの利用を促進します。
- 地域のニーズに適合した多様な主体によるサービスを、幅広く総合事業の対象とするよう拡充を図っていきます。
- 総合事業対象者と要介護認定対象者の受付を、適切に行っていきます。

(2) その他の福祉サービスの実施

介護予防・生活支援サービス事業の内容・位置づけとも調整しながら、地域支援事業や一般福祉施策として、生活支援のための福祉サービスを実施していきます。

【本市のその他の福祉サービスの概要】

事業区分	事業	内容
地域支援事業	介護手当給付	介護保険サービスを利用せずに要介護3以上の寝たきり高齢者を在宅で常時介護している同一世帯の介護者に介護手当を給付
	「食」の自立支援	一人暮らし高齢者等に対して、食の確保（夕食）と食生活の改善・安定を図り、あわせて配達の際の安否確認を実施
	緊急通報システム	一人暮らし高齢者宅に緊急時に簡単な操作で外部へ緊急事態を知らせることができるシステムを設置することにより、不安感を解消し、急病・緊急事態に適切に対応するとともに、定期的な安否確認を実施
	認知症高齢者等位置検索システム	徘徊行動の見られる認知症高齢者等を介護する親族に対し、位置情報専用探索機を購入またはレンタル契約締結後、その費用の一部を助成
一般福祉施策	軽度生活援助	一人暮らし高齢者等で、日常生活の援助が必要な高齢者に、簡易な日常生活上の援助を実施（庭の草取り・剪定、大掃除）
	福祉電話	一人暮らし高齢者等で、電話を保有していない高齢者に、電話加入権を貸与し、緊急連絡やコミュニケーションの手段を確保
	介護用品給付	要介護3以上の在宅の寝たきり高齢者を介護している同一世帯の介護者（市民税非課税世帯）に、紙おむつ・尿とりパッドを給付
	訪問理美容サービス	要介護3以上の在宅の寝たきり高齢者で外出が困難な高齢者に、理美容師が自宅を訪問して理美容サービスを行う際の出張費用を助成

	住宅改造助成	≪要介護認定者対象≫ 介護保険の住宅改修の対象外の工事で必要と認められるものについて助成（市民税非課税世帯のみ対象） ≪要介護認定を受けていない高齢者対象≫ 介護保険の住宅改修の範囲内で必要と認められるものについて助成（住民税非課税世帯のみ対象）
	日常生活用具給付	市民税非課税世帯で、要介護認定を受けている高齢者に、防火を目的とした日常生活用具二品目の購入費用を助成（火災警報器・電磁調理器）

（３）生活支援サービスの体制整備

介護予防・生活支援サービス事業の実施にあたっては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくことが必要です。

このため、市町村は、介護予防・生活支援サービスの体制整備を図るための事業（生活支援体制整備事業）を活用しながら、地域において多様な主体の活動を支援することが求められています。

具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置等が地域支援事業に位置づけられています。

○本市では、第1層協議体（市全域）、第2層協議体（日常生活圏域）を設置しており、各圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置しています。今後は、協議体ごとに、それぞれの地域の多様なニーズを抽出し、生活支援コーディネーターがニーズとサービスのマッチングを支援し、高齢者が元気に地域で暮らしていけるよう地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

6. 家族介護者支援

◀ 現 状 ▶

家族介護者をめぐっては、高齢化の進行に伴う「老々介護」の問題から、近年では本来大人が担うべき家庭のことや介護を含む家族の世話などを子どもが代わりにやっていたり、お手伝いなどに時間がとられ、子ども自身がやりたいことができなくなったりするなど、子どもの権利が守られていない「ヤングケアラー」の問題があります。その背景には、親の介護、障がいの有無、貧困、虐待など様々な要因が考えられ、対応については、高齢者福祉、介護にとどまらない分野横断的な連携が必要になります。また、ビジネスケアラー、介護離職などの問題もあります。

今後はこうした問題に対し、地域包括支援センターによる総合相談から重層的支援体制の中で地域拠点が行う伴走型支援などの関係機関による支援や、それらの連携を通じて家族介護者を含めて支えていくための支援につなげていくことが必要です。これに加え、家族介護者が今後も在宅での介護を継続していくことの出来るような支援を行うことが求められます。

◀ 今後の取組 ▶

(1) 重層的支援体制整備事業の推進

- 地域包括支援センターの総合相談を通じて必要に応じ重層的支援につなげ、伴走的な支援を行うことで、複合的な家族介護者に関する問題を解決するよう努めます。
- 地域の見守り活動と連携して、支援が必要な高齢者及び家族介護者の把握を進めます。

(2) 家族介護支援の充実

- 従来の「介護手当給付」等を充実させ、家族介護者の負担軽減と、要介護者の在宅生活継続を支援します。
- 地域に出向いた相談会の実施等も検討します。
- ヤングケアラーを支援している関係機関との連携に努めます。

第3章 生きがい活動と社会参加の促進

1. 趣味や交流・生きがいづくりの促進

◀ 現 状 ▶

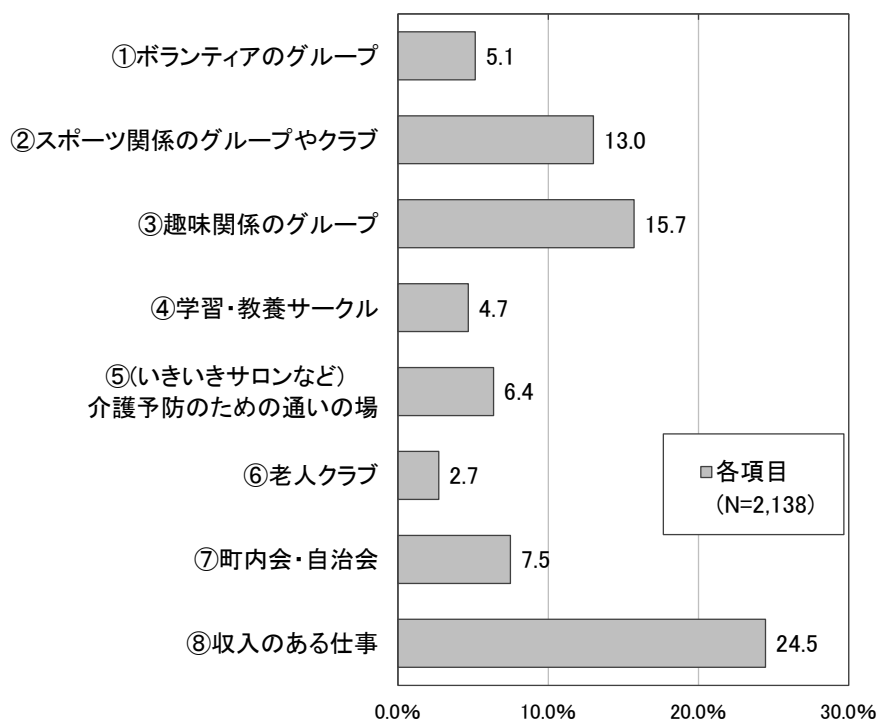
高齢者が心身ともに健康に、かつ充実した生活を送るためには、健康づくりや介護予防などの身体的な健康増進の取組とともに、趣味や娯楽などの生きがいづくりが大切です。

しかしながら、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、閉じこもり傾向にある人は2割を超え、「趣味が思いつかない」人が3割、「生きがいを思いつかない」人が4割近くを占めています。

本市では、人との交流が少なく、閉じこもりがちな高齢者等の居場所づくりとして、地域の関係者等との連携のもと、いきいきサロンの拡充に取り組んでおり、令和5年度では市内191か所で実施されています。また、老人クラブが83クラブあり、スポーツ事業や高齢者料理講習会等の様々な取組を行っています。一方で、新型コロナウイルス感染症対策による外出・活動自粛により、令和4年度までは高齢者の地域活動や趣味活動が以前に比べ縮小傾向にありました。

今後は活動時の感染症対策に配慮しながら、地域との連携を強化し、高齢者の生きがいにつながる趣味や交流、生きがいづくりの場の拡充に取り組むことが必要です。

【高齢者の地域活動・趣味活動への参加状況（月1回以上参加している人の割合）】



資料／介護予防・日常生活圏域ニーズ調査[令和5年5月]

《今後の取組》

(1) 高齢者の外出促進

○高齢者の外出を促し、人や地域の交流を深めるため、老人クラブや地域福祉ネットワーク委員会等と連携して、いきいきサロンや世代間交流事業等の場への参加を働きかけ、引きこもりや孤立を防止するとともに健康増進に努めていきます。

(2) 老人クラブの育成

○単位クラブ及び会員数が減少傾向にあり、単位クラブ未設置自治会があります。「健康」「友愛」「奉仕」の精神を踏まえ、地域の人との絆をつなぎ、仲間づくりを基本に、自らの健康づくりとともに、住み良い地域づくりをめざした活動に取り組む老人クラブの会員の加入促進及び魅力ある事業実施について、支援を継続していきます。

2. 高齢者の社会参加の促進

《 現 状 》

高齢者がこれまで培った経験や知識等を活かして、仕事やボランティア等の担い手として活動することは、本人の生きがいつくりとしてだけでなく、人口減少と少子高齢化が進む地域社会にとっても有益なことです。また、地域共生社会の実現に向け、従来の「支える側」「支えられる側」といった考え方を廃し、地域の様々な場面でともに支え合うことのできるつながりを持つことが必要になります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、要介護認定を受けていない高齢者のうちボランティアに月1回以上参加している人は5.1%、収入のある仕事については4分の1程度が従事している状況です。

本市では、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の関係機関と連携して高齢者のボランティア活動や就労等の支援に取り組んでいますが、今後もこのような取組を進め、高齢者に地域の様々な活動の担い手として参加、活躍できるような仕組みや環境をつくる必要があります。

《今後の取組》

(1) ボランティアの育成・支援

- 高齢者が充実した生活を送る上で、豊富な経験や知識、技能を活かし、ボランティア活動を通して社会で活躍できるよう、社会福祉協議会のボランティアセンターを支援していきます。
- 県事業の「福岡県生涯現役チャレンジセンター」の周知を継続し、高齢者がボランティア活動や再就職等の多様な選択肢の中から経験や技能、知識を活かすことができる場を見つけられるよう支援を行います。

(2) シルバー人材センターへの支援

- 高齢者の臨時的かつ短期的な就業、またはその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会に貢献できるよう、シルバー人材センターの人材確保と活動支援に継続して努めるとともに、センターのデジタル化推進を支援していきます。
- 会員に占める就業者数は8割以上を維持するものの、会員数は減少傾向にあります。安定的な事業運営を図るため、市の施策との連携による事業展開を検討していきます。

第4章 認知症施策の推進

1. 認知症に対する知識の普及啓発

◀ 現状 ▶

高齢化の進行とともに、認知症の人も増加しています。国は「認知症施策推進大綱」[令和元年6月閣議決定]を取りまとめ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤づくりや通いの場の拡大など「予防」の取組を推進することとしています。

また、令和5年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しており、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが示されています。

本市の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、要介護認定を受けていない高齢者の約4割は認知機能低下のリスクがあり、今後も高齢化の進行とともに増加することが見込まれます。

本市では認知症に対する普及啓発及び認知症を支える地域づくりの一環として、認知症サポーターの養成に取り組んでおり、平成21～令和4年度の14年間で12,000人以上がサポーター養成講座を受講しています。今後も地域と連携してサポーターを拡大していくとともに、サポーターに対するフォローアップ講座を継続して開催する必要があります。

また、認知症になった場合に、どのように対応したらよいかわからない人も多いため、認知症に関わる相談や支援を行う地域の社会資源を整理した、認知症ケアパスを見直し・配付するなど、わかりやすく市民や地域の関係者に伝えていくことが共生社会の実現を目指すために重要です。

◀ 今後の取組 ▶

(1) 認知症に対する知識の普及啓発

- 認知症に対する市民の理解を推進するため、認知症サポーターの養成に努めます。
- 認知症サポーター養成事業では、小・中学生や企業等の団体など幅広い年齢層に対する講座の実施に向けて、主に広報誌やチラシ作成による周知を図るとともに、企業には説明に伺う等サポーターを増やすための方策を検討していきます。また、一度だけの講座で終わることなく、市民啓発を継続するためにも、サポーターやキャラバン・メイトに対するフォローアップ研修を年1回以上開催するとともに、キャラバン・メイトの活動の場の確保と育成に努めます。
- 親子や家庭間で、認知症や高齢者について理解してもらえるような方策の検討も併せて行います。
- 世界アルツハイマー月間である9月に認知症について広報誌等に掲載したり、イベント等の実施も検討していきます。
- 市広報紙（広報いいづか）や市公式ホームページ等の媒体を活用して、認知症に関する知識や認知症施策について周知を図ります。あわせて、飯塚医師会、福岡県認知症医療センター等との連携により、市民や専門職を対象とした認知症講座等の開催支援に努めます。

(2) 認知症ケアパスの作成

- 認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせ、どのような支援を受けることができるか理解できるように、「認知症ケアパス」を毎年度見直し、具体的な支援の内容や支援機関等を認知症の人やその家族、地域の関係者に情報提供していきます。
- 認知症に関する各種研修会等で認知症ケアパスを配布、また設置先を増やすなど、地域における認知症に関する理解を促進していきます。

(3) 早期発見・早期対応

- 認知症の早期発見を行い、早期に適切な治療や支援につなげることにより、認知症の進行や重症化を遅らせることで「健幸寿命」を伸ばすための取組を実施していきます。
- 認知症は誰もがなりうるものである とともに身近な病気だということや早期発見・早期対応の重要性について理解してもらえるように、市民へ啓発していきます。
- 認知症早期発見についてのチラシをイベント開催時や介護予防教室等で配布し、啓発活動に努めます。

2. 認知症予防及びケアの推進

《 現 状 》

認知症については、国の研究により、生活習慣の改善等により予防ができることや、早期発見と早期治療によって高い治療効果が期待できることが判明しており、このような予防や早期対応の必要性を広く市民に理解していただくことが必要です。また、認知症には予防から発症、状態の進行の各段階に応じて、適切かつきめ細やかなケアを行うことが大切です。

本市では、認知症予防を含む介護予防全般に関する「介護予防教室」を地域のいきいきサロン（各自治会等）や自治公民館活動等と連携して開催しているほか、認知症に特化した「認知症予防教室（脳元気教室）」を各交流センター等で実施しています。また、介護保険サービスとして認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や認知症対応型通所介護等の、認知症ケアに効果的な地域密着型サービスの基盤整備を進めてきました。

今後も地域のニーズや認知症の方の状況等を適切に把握しながら、このような取組により認知症予防や認知症ケア体制の充実を図ることが必要です。

《今後の取組》

（１）認知症予防対策の推進

- 一般介護予防事業として、認知症予防教室やその他の介護予防教室等を開催し、認知症予防に関する知識の普及・啓発を図ります。
- より多くの市民に早期から介護予防や認知症予防に関心を持ってもらえるよう、中高年層のサークルや自主活動グループ等での教室開催にも取り組みます。また、教室の運営方法等検討し、自宅で継続して取り組める指導方法や宿題等の提案を検討します。
- 脳元気教室では、プログラムに運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上に関する講座を盛り込み、介護予防の必要性について普及活動を行っていきます。
- 新型コロナウイルス感染症対策についての動向を踏まえ、教室の運営方法等検討し、自宅で継続して取り組める指導方法や宿題等の提案を検討します。

（２）認知症高齢者に対する介護サービスの充実

- 認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護等の認知症ケアに係る地域密着型サービス事業者に対してオレンジ（認知症）カフェの設置を促し、新たに認知症対応型共同生活介護施設を設置する場合には、施設に地域交流施設の併設を義務付け、オレンジ（認知症）カフェの設置や認知症の人や家族が住みなれた地域で安心して暮らせるような交流拠点として活用できるよう推奨します。

また、認知症の適切な指導・監督を行い、認知症ケアの質の確保・向上の促進に努めます。

3. 認知症に関する相談や家族支援の充実

◀ 現 状 ▶

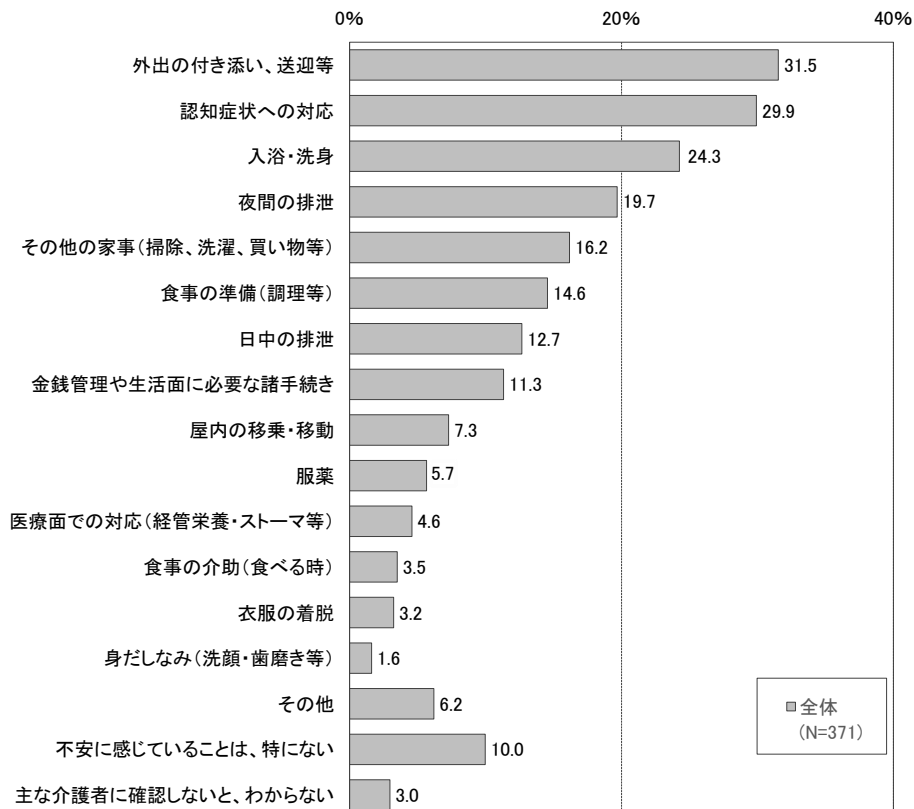
在宅介護実態調査によると、要支援・要介護認定を受けている高齢者の主な介護者が不安に感じる介護として、「認知症状への対応」の割合は高く、在宅介護の継続に向けて、家族支援の充実が必要です。

本市では、認知症に関する相談について、地域包括支援センターを中心に実施しており、福岡県指定の認知症医療センター（飯塚記念病院）との連携強化を図り、相談対応や支援の充実に努めています。また、認知症の早期診断・早期相談対応を図るため、認知症初期集中支援チーム等の取組が、地域支援事業（包括的支援事業）に位置づけられています。本市では平成28年度から開始していますが、今後は飯塚医師会、福岡県認知症医療センター及び関係機関等との連携をより一層強化していく必要があります。

さらに、認知症の高齢者及びその家族への支援の一環として、認知症カフェ設置事業を行っていますが、今後、設置数及び参加者数の増加に向けてさらなる周知を図る必要があります。

加えて、認知症高齢者の家族支援の一環として、平成25年10月から認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を実施しており、令和5年3月末現在の事前登録者は76名、協力団体数は88団体となっています。近年、高齢者の徘徊が増加傾向にあるため、スムーズな初期対応を行うために、事前登録の促進に取り組む必要があります。

【要支援・要介護認定を受けている高齢者の主な介護者が不安に感じる介護】



資料／在宅介護実態調査[令和5年5月]

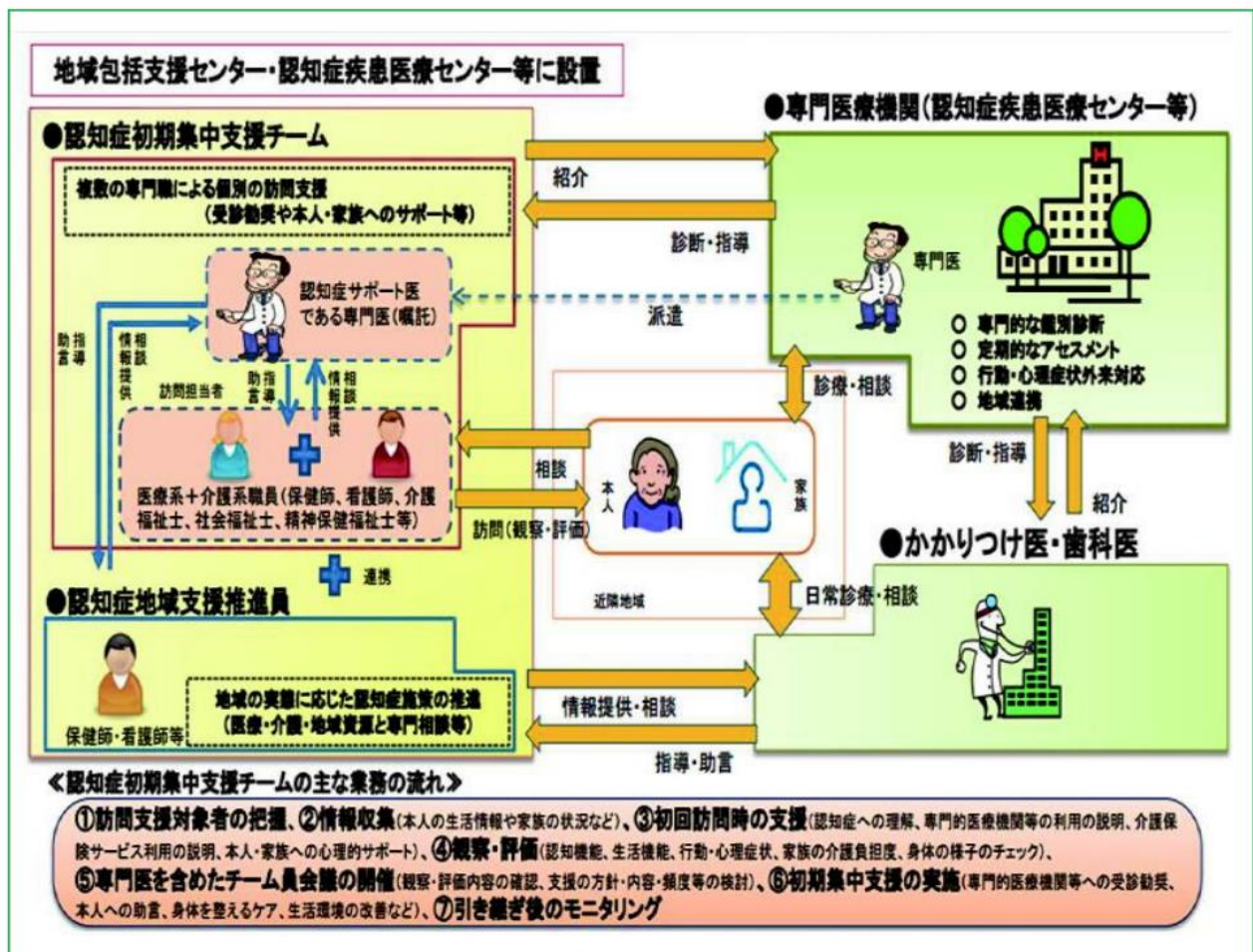
《今後の取組》

(1) 相談・支援体制の構築

- 在宅で生活している認知症高齢者等への相談体制については、主に地域包括支援センター及び市高齢介護課において実施し、適切な関係機関との連携のうえ対応しています。
- 認知症初期集中支援事業（認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員）により、認知症の早期診断・早期相談対応を図るため、事業の周知と専門機関等との連携強化に取り組みます。
- 認知症施策全般を審議する場として、認知症ケア会議を開催し、関係機関等との連携強化を図ります。

【認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員（イメージ）】

- 認知症初期集中支援チーム**（個別の訪問支援）— 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員**（専任の連携支援・相談等）— 認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業者や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



資料：厚生労働省

(2) 専門機関との連携

- 福岡県認知症医療センター（飯塚記念病院）及び認知症関係機関・団体との連携を一層強化し、地域包括支援センター職員や、地域のケアマネジャー等の認知症に関する知識や対応技術の向上、認知症に関わる関係機関等とのネットワークの拡充を図ります。

(3) 認知症の人及びその家族への支援

- 認知症等の方を支える家族の方などからの相談に応じるとともに適切な支援に努めます。
また、認知症の方本人の発信を支援し、尊重しながら認知症施策の充実に努めます。
- 認知症になっても、住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう、また認知症の人の家族の介護負担や心身的な負担を軽減するため、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等に取り組むオレンジ（認知症）カフェ設置団体に対し、補助金の交付等の支援を行います。
- 認知症対応型共同生活介護等の認知症ケアに係る地域密着型サービス事業者に対して、オレンジ（認知症）カフェ設置を促し、住んでいる地域での安心できる交流の場を提供できるような取り組みを検討します。

(4) 認知症による徘徊に対する取組

- 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の事前登録を促進するとともに、県の防災メールを活用し、徘徊が疑われる高齢者の早期発見・保護に努めます。
- 地域で開催される声かけ模擬訓練等にも積極的に参加していくことで、各地域での認知症高齢者に対する意識の共有に努めます。
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を推進し、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業と併せて、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。

第5章 安心・安全な暮らしを支える環境整備

1. 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進

《 現 状 》

高齢化の進行による認知症高齢者の増加に伴い、意思決定や財産管理等に支援が必要な方が増加しています。また、高齢者に対する虐待など、基本的な人権に関わる問題も顕在化しています。

このような中、国は「成年後見制度利用促進法」[平成28年5月施行]及び「成年後見制度利用促進基本計画」[平成29年3月閣議決定]に基づき、成年後見制度の利用促進や権利擁護対策の推進を図っています。

本市においても、今後高齢化の進行や認知症高齢者の増加が見込まれることから、国の関連施策の動向を踏まえつつ、こうした関連施策の普及及び利用促進に向けた取り組みが必要となっています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者を狙った悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害の問題なども発生しており、高齢者の生命、財産を守る視点から、地域包括支援センターを中心に、地域の関係機関が連携してこれらの防止に向けた取り組みも必要です。

《今後の取組》

(1) 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進への取組

- 市広報紙(広報いづか)に高齢者虐待防止に関する記事や相談窓口(地域包括支援センター)を掲載し、周知・啓発を図ります。
- 高齢者虐待の相談に対しては、地域包括支援センターと地域の関係機関(民生委員、福祉委員、介護サービス事業所等)が連携して、高齢者虐待の早期発見に努め、事実確認から見守り、介護サービス等の利用支援、措置入所等の必要な支援につなげるなど、問題解決に取り組めます。また、被虐待者だけでなく、虐待者へのケアも考慮し、それぞれのケースに応じて柔軟に対応します。
- 高齢者の虐待においては、認知症高齢者等が虐待を受けるリスクが高いことから、認知症に関する各種施策と連携しながら、必要な人には成年後見制度の活用を促進します。
認知症等判断能力が衰えることに伴う権利侵害を未然に防ぎ、財産管理等の生活支援を行うため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関との連携を図り、必要に応じて成年後見制度の利用につなげるなど支援を行います。
- 高齢者が自身の選択で尊厳をもって生活できるよう、要介護状態になった場合や終末期をどのように過ごすか等、日頃から高齢者自身が考えたり家族と話し合ったりすることができるように支援します。
- 社会福祉協議会が実施している金銭管理等を支援する必要がある人を対象とした権利擁護事業の周知に努めるとともに、成年後見制度についても広く周知・啓発を行い、高齢者の権利擁護に努めます。
- 介護サービス事業所において、近年利用者への不適切な対応や身体拘束等の虐待が通報(報告)されてきているため、従事者に対し虐待防止の研修のほか、人権研修、接遇研修など行うよう指導します。また、不適切な身体拘束についても、適切な対応等を行うよう指導していきます。

(2) 成年後見制度利用促進の取組

- 認知症等のために、判断能力が不十分で親族等申立てを行う人がいない人について、成年後見制度の市長申立てや申立て費用を助成する利用支援事業を推進します。
- 「成年後見制度利用促進法」や「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、庁内の関係各課や地域の関係機関に加え、近隣市町村とも連携・協議を行いながら、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

(3) 消費者被害防止のための啓発

- 消費生活センターと連携を図り、市広報紙（広報いづか）等での広報啓発を図ります。
- 地域福祉ネットワーク委員会等において、消費者庁が注意喚起しているチラシを活用し、詐欺被害防止に係る周知・啓発を行うとともに、相談窓口でもある地域包括支援センターとの連携を図ります。

2. 安心・安全な生活環境づくりの推進

◀ 現 状 ▶

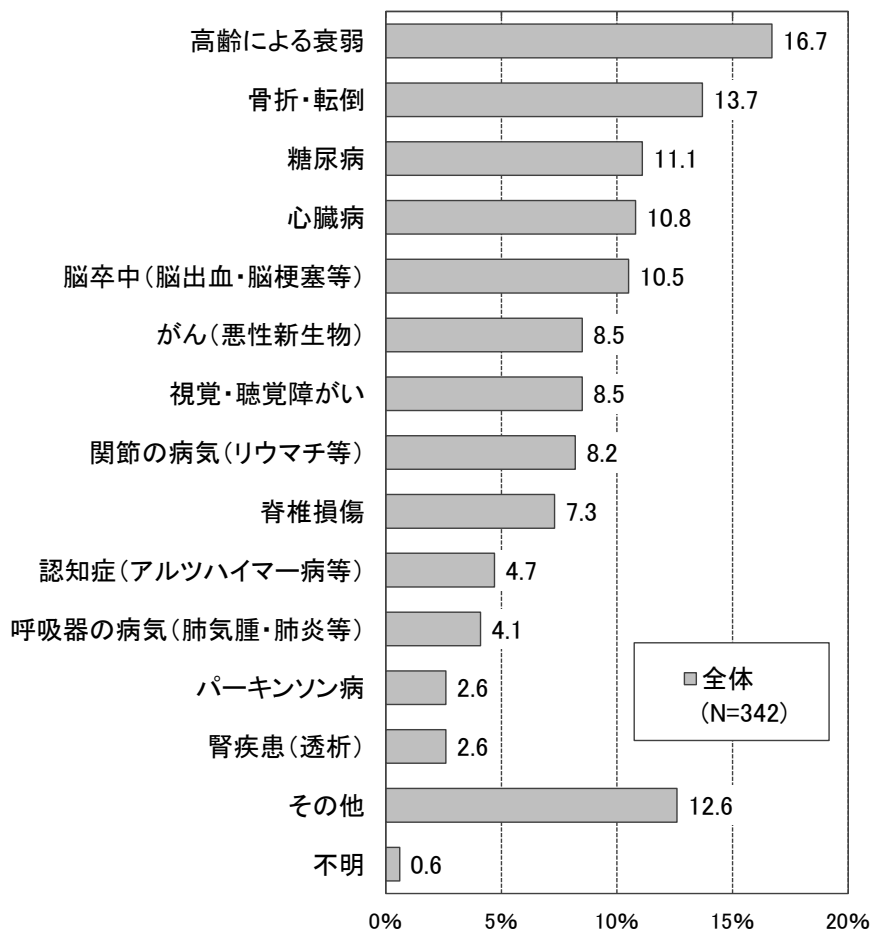
近年、大規模な自然災害が多発しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、こうした災害発生時の避難を支援する体制の整備が不可欠です。

本市では令和4年度の管理システムの導入により、避難行動要支援者名簿と個別避難計画の一体的管理が可能となりました。今後も避難行動要支援者名簿への登録を促進し、災害時避難体制の強化を進めます。

このほか、安心・安全な暮らしに向けた生活環境の整備として住環境の整備、移動手段としての公共交通網整備並びに交通安全対策の充実も重要な課題となります。

さらに、令和5年5月から「新型コロナウイルス感染症」が5類感染症となりましたが、高齢者の感染予防と重症化防止を視野に入れ、引き続き感染症対策の周知・指導を継続していく必要があります。

【介護・介助が必要になった原因】



資料／介護予防・日常生活圏域ニーズ調査[令和5年5月]

《今後の取組》

(1) 転倒予防等の家屋内での安心・安全対策

○転倒しにくい身体づくりを目的とした介護予防事業（高齢者筋力アップ教室、転倒予防教室等）を実施します。また、教室終了後も継続して自宅で簡単に行うことができるような教室内容や、高齢者の状態に応じたプログラムを充実させていきます。

(2) 交通安全対策及び移動手段の確保

○高齢者による自動車等の運転事故を少しでも防止できるよう、高齢者運転免許証自主返納促進事業の周知を図り、運転免許証の自主返納を促すとともに、高齢者の移動手段の確保のため、より効果的な事業内容の調査・検討に取り組みます。

○高齢者の交通安全対策の一環として、老人クラブの交通安全県民運動への参加を支援するとともに、警察署や交通安全協会等とも連携して交通安全の啓発に努めます。

○飯塚市コミュニティ交通に関しては、市民のニーズに合ったものになるために、具体的な情報に基づき担当課に要望していく必要があります。

(3) 災害時の見守り

○災害時の安全を確保できるよう、地域包括支援センターと民生委員、自治会、まちづくり協議会、庁内関係課（防災安全課、社会・障がい者福祉課等）と連携して、日常的な見守りや災害時に特に支援を必要とする高齢者等の安否確認に努めます。

○避難行動要支援者名簿については、適正に管理して、災害時等に役立てます。また、個別避難計画についても、支援が必要な方へ有効に活用できるような対策を検討します。

(4) 高齢者に配慮した住まいの整備

○サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者の住まいの確保について、県と連携して取り組みます。

○介護保険の住宅改修の適切な利用を促進するとともに、住宅改造助成事業において、要介護等認定者以外の人（非課税世帯）も対象とした改修費用の補助を実施します。

○高齢者の身体状況に合わせた住宅改造や施工方法、リフト等の介護機器の利用等に係る相談支援の一環として、福岡県が実施している「バリアフリーアドバイザー派遣制度」の周知と利用促進に努めます。

(5) 感染症に対する備えの充実

○令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症となりましたが、今後も重症化する高齢者に配慮しながら事業所及び従事者が感染対策を継続し、利用者及び従事者の感染を増やさないために、市が感染対策について引き続き周知・指導を行います。

第6章 介護保険事業の推進【介護保険事業計画】

1. 被保険者数・要介護等認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

【被保険者数の推計】

この項目は、今後事業量推計を行い、数値が確定したのち内容を記載する。

(2) 要介護等認定者数の推計

2. 介護事業の推進

(1) 施設・在宅サービス

① 基盤整備

② 量（利用者）の見込み

【施設・居住系サービスの量（利用者）の見込み（地域密着型サービス以外）】

③ 確保の方策

【施設・居住系サービス事業所数・定員（地域密着型サービス除く）】

(2) 地域密着型サービス

① 量（利用者）の見込み

【地域密着型サービスの量（利用者）の見込み】

② 確保の方策

【地域密着型サービス事業所数・定員（日常生活圏域別）】

(3) 居宅サービス

①量（利用者）の見込み

この項目は、今後事業量推計を行い、数値が確定したのち内容を記載する。

②確保

(4) サ

①予防給付（介護予防サービス）

【予防給付（介護予防サービス）事業量・給付費一覧】

②介護給付（介護サービス）

【介護給付（介護サービス）事業量・給付費一覧】

3. 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの取組としては、「介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）」「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的マネジメント支援業務」があります。

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年を見据えた中長期的な視点で地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指していくために、その拠点となる地域包括支援センターを市内全域（11か所）に設置しています。地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大しています。このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の有効的な活用・連携を図りながら、介護予防支援体制（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援事業など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図るなど、今後も地域包括支援センターの機能強化を進めていきます。

① 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、地域における自立した日常生活を送れるよう支援することを目的として、その心身の状況、置かれている環境その他に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか、一般介護予防事業や民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。また、引き続き、飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会との連携を図りながら業務を実施します。

地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行えるような体制の整備を図るため、令和6年度より要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、新たに居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）が市からの指定を受けて実施できることとなります。実施となった際には、市及び地域包括支援センターは、指定を受けたケアマネ事業所と連携を図ります。

② 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターにおいて、地域の関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用につなげる等の支援を行います。

今後も関係機関と協力・連携して、高齢者福祉に関する情報の集約、周知を継続して行うことで、相談体制の充実を図ります。

また、不適切な介護の状態が、重大な人権侵害である高齢者虐待に発展しないよう、引き続き地域における相談窓口、高齢者福祉サービス及び市が実施している事業の紹介、認知症、成年後見制度、高齢者虐待防止等に関する様々な情報提供や啓発に努めます。

困難事例についても早期対応・早期解決ができるよう、地域包括支援センターと緊密に連携していきます。

③権利擁護業務

地域の住民、自治会、まちづくり協議会、民生委員、ケアマネジャー等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて、専門的・継続的な視点から、高齢者虐待や消費者被害等をはじめとした高齢者の権利に関わる問題に対処し、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

今後は、それぞれのケースに応じたきめ細やかな対応に努めるほか、緊急時の一時避難先の確保等も検討していきます。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的に支援を行うため、地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーをはじめとした地域の様々な関係機関や協力機関等との多職種連携の構築や協働の体制づくりを行います。

また、地域のケアマネジャーに対して、日常的な個別相談や困難事例等に対する相談・助言・指導等の支援を行います。

なお、介護予防ケアマネジメント及び総合相談支援事業の業務の一部については、令和6年度より居宅介護支援事業所でも行うことができるようになります。

(2) 地域ケア会議の充実

「地域ケア会議」は、多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには本計画等への反映などの政策形成につなげることを目指すものです。

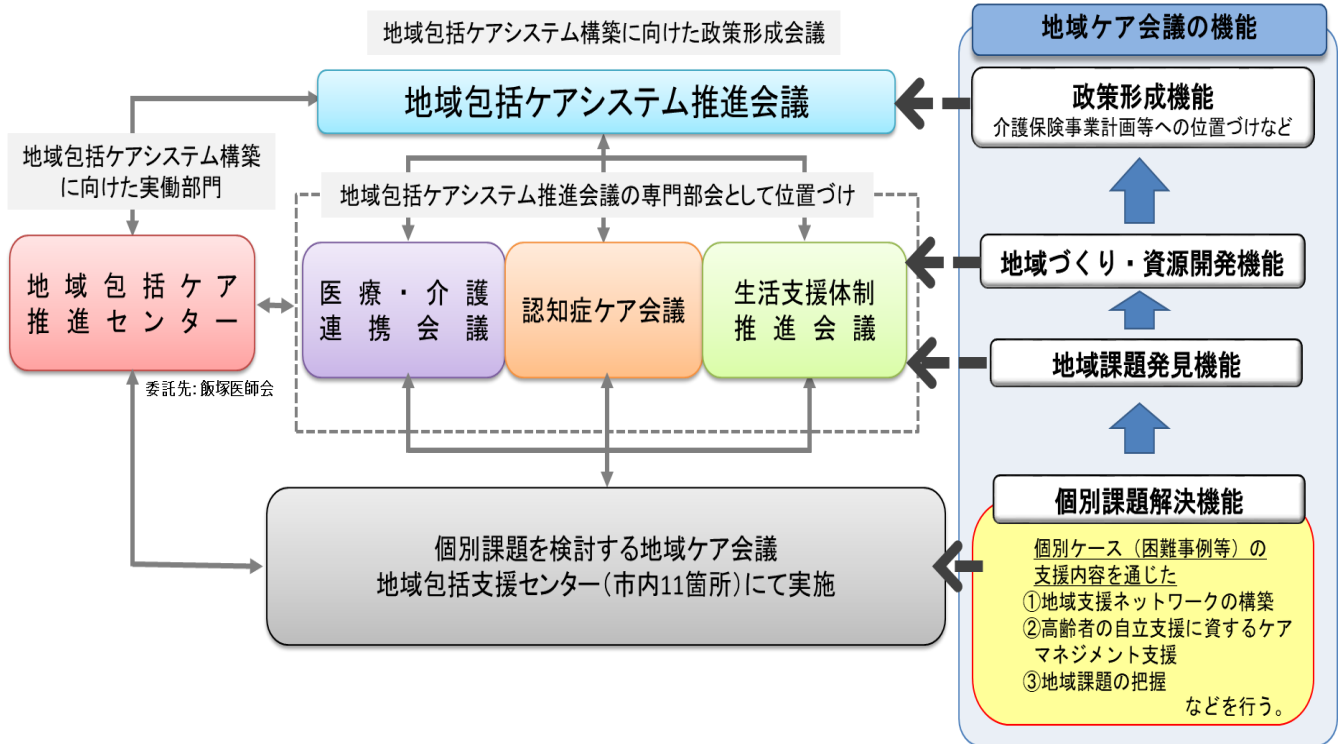
地域ケア会議の推進により、ケアマネジャーの資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることが可能であることから、地域包括ケアシステムに非常に有効であるとされています。

本市では、下記概要のとおり、各種問題・課題を議論する会議体を重層的に開催しています。在宅医療・介護連携に関しては、二次医療圏域として、嘉麻市、桂川町を含めた2市1町の連携により、飯塚医師会に委託している地域包括ケア推進センターの事業の中で、地域課題と在宅医療・介護連携を同時に協議する場として、「ブロック別地域包括ケアシステム推進協議会」を実施しています。

また、社会保険制度及び介護サービスでは解決できない問題については、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、地域のニーズに合った形で、「地域課題」「地域づくり」「資源開発」に関わる問題の解決・改善に取り組みます。

さらに、各会議体、協議体から見えてくる問題・課題の解決に向けて、市の施策として取り組む必要がある場合には、地域包括ケアシステム推進会議にフィードバックし、重層的な会議体に双方向性を持たせ、地域ケア会議の深化・推進を図ります。

飯塚市の地域ケア会議の概要



(3) 地域支援事業の全体像

【地域支援事業の全体像】

(4) 地域支援事業の量の見込みと費用の算定

【地域支援事業の費用額の見込み】

(5) 自立支援

この項目は、今後事業量推計を行い、数値が確定したのち内容を記載する。

4. 給付費

(1) 介護保険

(2) 第1号被保険者

①保険料収納必要額の算定

【保険料収納必要額の算定】

②第1号被保険者保険料基準額の算定

【第1号被保険者保険料基準月額の算定】

(2) 所得段階別保険料の設定

【第1段階・第2段階・第3段階の保険料率】

【第1号被保険者の所得段階別保険料】

5. 介護保険事業の円滑な運営のための取組

(1) 介護保険制度に関する情報提供、相談・苦情対応

①介護保険制度に関する情報提供

介護保険制度を円滑に運営し信頼を高めていくためには、広く市民に周知・啓発を図り、制度への理解を深めていただくことが重要です。

「団塊の世代」が75歳に達する令和7年、「団塊ジュニア世代」が65歳以上に達する令和22年を視野に、今後、第1号被保険者が急激に増加することなどから、その趣旨、保険料と利用料、介護サービスや総合事業の内容などについて、わかりやすく十分な周知を図っていきます。

周知・啓発にあたっては、現状では本人へのミニパンフレット等の送付や広報いづか、市ホームページのみであることから、介護保険の趣旨や利用方法などについて更なる普及を図るため、他の周知活動（³SNS等）を検討します。

②各種相談・苦情等への対応

相談・苦情については、高齢介護課・支所市民窓口課等の行政窓口で適切に対応するとともに、地域包括支援センター等と密接な連携を図り、個人情報保護に十分配慮しながら、迅速かつ適切な相談・苦情への対応に努めます。

利用者からの苦情等に対応することによって、介護保険制度の初期の目的を達成しているか、不適正・不正な介護サービスが提供されていないか、適正な介護サービスの提供に向けチェック機能が期待されます。

また、苦情相談で対応が困難な事例については、福岡県及び福岡県国民健康保険団体連合会と連絡を密にして対応を行います。

③介護サービス相談員による相談・苦情等への対応

本市では、介護保険サービスを提供する施設・事業所、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を定期的に訪問し、その利用者や家族からのお話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護サービス相談員を配置しています。

この介護サービス相談員は、身近な地域での相談活動や住民目線でのサービスの実態や問題点等を事業所等や市に伝え、地域における高齢者福祉問題の解決に結びつけていくといった役割も担っています。そのため、介護サービス相談員という外部からの視点を活用することで派遣先が本事業の目的を認識し、介護サービスの質の向上に努めるよう活動を行います。

また、介護サービス相談員の資質の向上のためにも研修等により必要な知識や技術の習得を図り、本事業を発展的に継続し、相談員を受け入れる事業所及び高齢者向け住まいを拡大していく必要もあります。

³SNS（エス・エヌ・エス）：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと。

④県等と連携した相談・苦情等への対応

介護保険料や要介護認定等に関する不服申立ては福岡県介護保険審査会、介護保険制度に係るサービス内容や事業者・施設等に関する利用者からの苦情・相談については、福岡県国民健康保険団体連合会がそれぞれ対応することとなっています。高齢介護課・支所市民窓口課や地域包括支援センター等の行政窓口へ寄せられた苦情・相談等で、対応が困難な事例等については、上記の各機関と連携してその対応に努めます。

また、不服申立があった場合にその原因を究明し、適切に対応していきます。

(2) 介護サービス等の質の確保と人材育成

①介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結ぶことから、利用者本位にサービスが提供されるためには、介護保険制度や地域支援事業の仕組み、利用できるサービスの種類・内容・利用方法・相談窓口などの正確な情報を適切かつ効率的に提供する必要があります。

介護サービス情報の公表制度は、事業所の情報を公平に公表することで、利用者の比較検討による適切な事業所の選択を支援するとともに、事業所においては、利用者から適切な事業所が選ばれることによって、介護サービスの質の向上が期待できます。

また、地域密着型サービスの外部評価は、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るとともに、外部評価の結果を公表することにより、利用者に情報を提供し安全と満足を高め、サービスの選択に役立ちます。

情報の提供にあたっては、事業所リストの配布や市公式ホームページにおいて、地域密着型サービス事業所の利用状況や運営推進会議等の情報提供を行い、情報の公表制度の利用促進に努めます。さらに、介護サービス事業所へ情報の公表について周知徹底を図ります。

②サービスの質の確保

地域密着型サービスについては、今後も地域包括ケアの観点から、地域と連携をとり高齢者の尊厳の保持と地域に開かれたサービスが提供されるよう努めます。そのため、地域密着型サービス運営推進会議の活動促進や、高齢者が長期的に地域で暮らし続けることを目的に小規模多機能型居宅介護に介護予防拠点や地域交流施設の併設を義務付け、健康づくり、閉じこもり防止、世代間交流などの介護予防事業を行うとともに、地域の交流の場としての活用を促していきます。

また、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所等における、自己評価及び外部評価の実施並びにその公表について周知徹底を図り、高齢者向け住宅と併設している事業所については、住人以外の利用者を増やすよう指導し、地域密着型サービスの質の確保に向けた取組に努めます。

地域密着型サービス事業所連絡協議会との連携を強化し、介護サービス従業者の人材の育成及びサービスの質の確保に向けた情報の提供を行い、施設内外での研修等を活用したサービスの質の向上に向けた取組に努めます。

施設・居住系サービスについては、虐待防止や身体拘束の禁止をはじめ、事業所での組織的・計画的な研修の充実と高齢者の尊厳を尊重した適正な運営が行われるよう、事業者の指定を行う県及び関係機関等と連携し指導を行います。

③介護サービス等の人材確保・育成・離職防止の取組及び介護現場の業務効率化

介護サービス等の人材確保・育成・離職防止の取組については、庁内の関係部局や県の人材確保関連事業との連携を図ります。

また、支援者間のネットワーク構築、地域のニーズと地域資源のマッチング等を行う生活支援コーディネーターの確保・育成を図るとともに、生活支援コーディネーターを中心とした地域における生活支援の担い手（ボランティア）の発掘・育成を推進していきます。

このほか、介護現場の業務効率化や負担軽減を図るため、今後も継続して、①介護保険サービスの指定申請書類等及び届出書類について手続きの簡素化、②指導の標準化・効率化を図ることによる、効率的な運営指導、③処遇改善加算の申請書類・届出方法を簡素化し、加算の取得を促進、④地域医療介護総合確保基金を活用した介護現場へのICT、ロボット等の導入の支援に努めます。

また、これまで介護事業所に負担の大きかったケアプランを電子データでやり取りできる、ケアプランデータ連携システムが令和5年4月より本格稼働しており、導入することで介護従事者の負担軽減が期待できるため事業所に導入の促進を図ります。

(3) 給付の適正化（介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業は、高齢者等が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものとされています。

本市では、これまでの取組や指針の内容を踏まえ、主要5事業を中心とした適正化に関する取組を行ってきました。

今期計画では効果的・効率的に事業を実施するため、国の示した指針に基づきこれまでの給付適正化主要5事業の再編を図り、給付適正化3事業として実施内容の充実を図ります。

【給付の適正化への取組と目標】

取組と目標については策定後記載する。

①要介護認定の適正化

介護保険制度における要介護認定は給付サービスの前提となるものです。

認定調査については、市調査員の調査を基本としつつ、認定調査員を対象とした研修や調査結果を評価し、助言・指導等を実施することにより、技術向上を図るとともに、今後の認定件数の増加に対応するため実施体制の充実を図ります。

また、適正な審査判定が行われるよう、介護認定審査会の開催に先立ち、認定調査票の記入漏れや内容の不整合がないか、認定調査の内容と主治医意見書の内容に不整合がないか点検を行います。

介護認定審査会の設置数、開催頻度、委員構成等を適切なものとし、介護認定審査会の委員に対する情報提供や事例検討会、研究会の場を提供することで、審査会の機能強化につなげ、介護認定審査会の運営の適正・効率化を図ります。今後も、認定調査が適正に行われるよう、市の調査員を中心に調査を実施し、調査員研修や調査内容の点検を行い、調査の平準化を図ります。さらに、要介護等認定の申請者に対しては、認定の仕組みや認定結果について情報を提供するとともに、十分な説明を行うことで、公平・公正の確保を図ります。

②ケアマネジメントの適正化

○ケアプランの点検

サービス利用者の状況を適切にアセスメントし、サービス担当者会議を通じて自立支援に資するケアプランを作成し、サービスの実施状況を踏まえてモニタリングを行い、必要に応じてケアプランを見直すという一連のケアマネジメントが適切に行われているか、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者の状態に即したものではなく、事業者本位になっていないか、不正な点がないかなどのチェックを行います。

ケアマネジャーが、サービス利用者の抱える問題点等を適切に把握し、利用者の要介護状態の維持・改善につながる適切なケアプラン（居宅サービス計画）が作成されているかどうかを確認するため、「ケアプランチェック」を実施しています。今後も、ケアマネジメントの適正化を図るため、「ケアプランチェック」を継続して実施します。

また、居宅介護支援事業者連絡協議会との連携を図り、意見交換を行いながら、適切な情報提供を行うとともに、保険者・ケアマネジャー双方の資質の向上を図ります。

【ケアプランチェック】

受給者が、真に必要とするサービスを過不足なく適切に提供するためのケアプランを作成しているか等を確認することが目的です。

○住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

住宅改修や福祉用具の購入については、利用者の状態に応じた適切な改修・購入等が行われるよう、直近の要介護認定訪問調査情報と理由書の整合性の確認等の事前審査をはじめ、改修・購入後の利用者の自宅への訪問調査、利用者の状態確認、ケアマネジャー等に対し給付内容の点検指導等を実施しています。今後も利用者の自立支援に資する、役立つ改修・購入等が行われるよう、点検を強化しつつ事業を実施します。

また、居宅介護支援事業者連絡協議会や住宅改修受領委任登録事業所に対する研修会などの場を活用し、介護保険制度の趣旨等を十分に理解した事業実施に向けた啓発・普及に努めます。

なお、住宅改修については介護保険法で規定されていない細部の可否基準があり、この部分については保険者判断となっています。この細部の可否基準について整理し、居宅介護支援事業者連絡協議会や住宅改修受領委任登録事業所に対する研修会などの場を活用し、事業者への周知を図ります。

③介護報酬請求の適正化

サービス提供事業者が人員、設備及び運営に関する基準や介護報酬請求に関する正しい理解を持つことは、安定した制度運営と信頼の確保に不可欠であることから、適正なサービス提供や介護報酬請求がなされるよう取り組みます。

適正な給付を確保するために、福岡県国民健康保険団体連合会から提供されるデータ等を活用し、医療情報との突合・縦覧点検を行い、給付の適正化を図ります。

また、介護保険施設や事業所の支援を基本とし、保険給付の適正化及び不正事案の防止を図るために、県と緊密な連携を図りながら指導を実施します。

【医療情報との突合・縦覧点検】

福岡県国民健康保険団体連合会が実施する複数月にまたがる請求明細書の点検、医療と介護の給付情報を突合し整合性の確認を今後も継続していきます。

④サービス事業者への指導・監督

本市が指定を行っている地域密着型サービス事業所に対して、介護保険制度改正の概要及び介護報酬請求の適正化等に関して「集団指導」を実施し、適正な運営の周知徹底を図ります。

また、利用者への適切なサービスの提供、介護報酬請求の適正化、事業者の育成等を図るため、年次計画に基づき事業者への「運営指導」を実施しています。

一方、ケアプランチェックにより、不適切なサービスが発見されたときは、ケアマネジャー・利用者本人・事業所に対するヒアリングを行うなど、最優先での調査・指導に努めます。

今後も、介護サービスの質の確保及び給付の適正化等を図るため、地域密着型サービス事業者への指導・監督に努めるとともに、県が指定及び指導監督権を持つ地域密着型サービス以外の介護サービスについても、県と連携した指導の実施に努めます。

なお、運営指導の一連の業務に係る業務量の軽減及び介護保険制度の適切な運営の確保ならびに介護サービス事業者が提供する介護サービスの質の確保のため、各サービスにおける基準等について理解を深め、不適正事例等についても事業所に確認してもらう必要があります。

介護給付の適正化をさらに進め、過不足ないサービス提供を目指し、かつ利用者の重度化防止に資する適正化計画を進める必要もあります。

また、介護サービス事業者の経営情報の調査、分析を行い収集した情報の分析結果を公表し、利用者の介護サービス事業所の選択に資するよう法改正が行われます。

(4) 費用負担の公平化等、その他の取組

①所得の少ない人の保険料軽減の強化

②一定

③高額

④特定

この項目は、今後事業量推計を行い、数値が確定したのち内容を記載する。